

令和2年11月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年11月25日（水）

午後1時30分～午後4時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和2年11月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年11月25日（水） 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室
3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：3人） ~~15番 川村 泰二~~ 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 無し （15番 川村 泰二 推進委員）

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 10番 宮崎 幸二 委員 11番 山田 定稔 委員

第2 報告第10号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
令和2年度第6回農用地利用集積計画（案）について

第4 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第9回農用地利用配分計画（案）について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第10回農用地利用配分計画(案)について

第5 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく
農業経営改善計画の認定について

第6 議案第33号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について

第7 議案第34号 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用許可申請について

第8 議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第9 その他

- ・ 農地・非農地判断計画について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第30号 4番 大田委員
議案第32号 6番 伊藤委員、7番 北野委員、13番 土川委員
14番 迎委員

8. 会議の概要

北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和2年11月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、川村 泰二推進委員が都合により欠席ですが、農業委員は全員出席ですので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。
現地確認お疲れさまでした。今日は、見られたとおり議題もたくさんあがっておりますので、慎重なご審議のほどよろしく願いいたします。
それでは、早速ですが始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任していただけないでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、10番 宮崎 幸二 委員、11番 山田 定稔 委員 をお願いします。
続きまして、日程第2 報告第10号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

北村局長： それでは報告第10号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。
今回の合意解約の件数は10件で、田圃が3筆、畑が7筆の計10筆、合計面積12,683㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。
解約の理由ですが、1番の農地につきましては、農地中間管理事業で配分していたものを、この後の議案30号で別の担い手農家に集約化を目的として再配分するための合意解約となっております。
2番から5番の農地につきましては、貸出人と借受人の間で農地法第3条により賃貸借契約していたものを、新たな借受人との間で農地中間管理事業の方に乗り換えるということで合意解約となっており、次回の農用地利用集積および配分計画に含めて上がってくる予定となっております。
6番から10番の農地につきましても、貸出人と借受人の間で農地法第3条により賃貸借契約していましたが、契約期間満了により貸出人に返却するもので、この後の議案第34号と35号に関連してきます。契約期間は平成23年12月となっておりますが、賃貸借契約であれば期限が過ぎても契約が継続され、今回の●●●●さんから▲▲▲▲さんへの名義変更に関係してきますので、事前に契約を解除するものです。

以上で、報告第10号について説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
事務局から説明がありました通り、諸事情により解約されるということで、報告に代えさせていただきます。
続きまして、日程第3 議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第6回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第29号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第6回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。
集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、今回は集積期間10年以上の賃貸借による権利のみで、使用貸借による権利は無く、畑1筆の面積1,567㎡となります。
次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案31号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。
貸付期間については、令和3年1月10日から令和13年1月9日までの10年間となっています。
以上で、議案第29号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。
本件については中間管理機構を利用するというので、農業振興公社に貸し付けるということになっております。特に問題ないと思いますが、皆さんから何かご意見ございませんか。

（特になし）

無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。
続きまして、日程第4 議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第9回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第30号につきましては、大田委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈大田委員 退席〉

それでは議案第30号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第9回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

こちらの第9回配分計画は、再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。別添の様式第5-2号をご覧くださいますと、今回の配分計画は1筆1,290㎡となっております。当初は出し手 ■■■■さんの畑を、受け手 ▼▼▼▼さんが平成29年12月10日から5年間で利用権設定していたものを、先ほどの報告第10号の1番に出てきましたが令和2年10月12日付けで合意解約し、大田 廣さんに集約化するために再設定することになります。

配分計画の始期は令和2年12月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、令和4年12月9日までの2年間となっております。詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第30号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。

〈退席委員 入室〉

続きまして、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第10回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第31号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第10回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別添の様式第5-2号のとおりで、先程の議案第29号の集

積計画の内容とすべて合致し、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しています。

筆数総計1筆1,567㎡となります。配分計画の始期もすべて令和3年1月10日からで、終期が令和13年1月9日までの10年間の契約期間となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第31号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
事務局より詳しく説明がありましたので、皆さんから質問が無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第5 議案第32号「農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく農業経営改善計画の認定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第32号については、伊藤委員・北野委員・土川委員・迎委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈伊藤委員・北野委員・土川委員・迎委員 退席〉

それでは議案第32号の説明をします。農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項の規定に基づき、小値賀町より農業経営改善計画の認定について意見を求められておりますので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今回は、12件の再認定になっております。詳細につきましては、先月と同様に産業振興課 浦係長に説明を求めるところですが、業務の都合上、出席できないとのことですので、代わって説明いたします。

お手元に追加資料で配っております、農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。先月の総会で概要の説明をさせていただいておりますが、いわゆる認定農業者の農業経営改善計画になり、農業委員会の審議を経て町が認定をして認定農業者となります。今回の12名につきましては、12月4日で認定期限が切れますので再認定という形での申請となります。

町が作成した基本構想の中で認定農業者の目標ということで、年間農業所得が主たる従事者あたり320万円、この要件を満たす方を認定農業者として認めます。そし

て320万のおおむね8割という形で認定することとしていますので約250万円程度以上の計画であれば、認定農業者として認めるような形になりますのでよろしく願いいたします。

まず1人目の★★★★氏について説明いたします。★★氏につきましては、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻とで肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛18頭の経営を20頭に増頭し、牛の増頭・更新は補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状〇〇〇万であり、令和7年度の目標は△△万となっております。

2人目は●▲●▲氏です。●▲氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻とで肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛30頭の経営を32頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状□□□万であり、令和7年度の目標は▽▽▽万となっております。

3人目は▲■▲■氏です。▲■氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻とで肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛35頭の経営を37頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状◇◇◇万であり、令和7年度の目標は☆☆☆万となっております。

4人目は■▼■▼氏です。■▼氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻とで肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛55頭の経営を60頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状◎◎◎◎万であり、令和7年度の目標は○△○△万となっております。

5人目は▼◆▼◆氏です。▼◆氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人1人で肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛10頭の経営を15頭に増頭し、牛の増頭は主に自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状△□△万であり、令和7年度の目標は□▽□万となっております。

6人目は◆●◆●氏です。◆●氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営

を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と父・母の3人で肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛21頭の経営を25頭に増頭し、牛の増頭は自己資金を活用した導入と自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状▽◇▽万であり、令和7年度の目標は◇◎◇万となっております。

7人目は●◆●◆氏です。●◆氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻・息子とで肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛32頭の経営を35頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状◎○○万であり、令和7年度の目標は○○○万となっております。

8人目は◆▼◆▼氏です。◆▼氏につきましても、肉用牛と水稲の準単一複合経営を行っております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻・息子とで肉用牛と水稲の経営を行っており、繁殖牛13頭の経営を18頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。年間の農業所得について現状◎◇◎万であり、令和7年度の目標は◇▽◇万となっております。

9人目は▼■▼■氏です。▼■氏につきましては、水稲と露地野菜と施設野菜の複合経営を行っております。露地についてはブロッコリー、施設野菜については実エンドウ、メロン、スイカを作付けしております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻とで水稲、露地野菜、施設野菜の経営を行っており、規模拡大は行わず、生産技術の向上を目指し、ブロッコリーと、実エンドウの反収を向上する計画になっております。また、自家保有機械の有効活用を図り、作業効率の向上を図り、労働時間の軽減を図ります。年間の農業所得について現状▽□▽万であり、令和7年度の目標は□△□万となっております。

10人目は■▲■▲氏です。■▲氏につきましても、水稲と露地野菜と施設野菜の複合経営を行っております。露地についてはブロッコリー、施設野菜については実エンドウを作付けしております。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と妻とで水稲、露地野菜、施設野菜の経営を行っており、普及指導員、農協営農指導員との連携で生産技術向上を図り、ブロッコリーと、実エンドウの反収を向上する計画になっております。また、来年度農協で実エンドウの選別機を導入予定であり、それを活用して作業の効率化を図り、省力化・効率化を行う計画です。年間の農業所得について現状△○△万であり、令和7年度の目標は○○○万となっております。

11人目は▲●▲●・●★氏です。▲●氏につきましては、現在●★氏が後継者と

して就業しているため、2人での共同申請となります。経営改善の方向の概要としましては、現在、▲●▲●・●★両氏と▲●氏の妻とで肉用牛と水稲の経営を行っており、現在繁殖牛28頭の経営を40頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。規模拡大に合わせた牛舎の増築は昨年実施しております。年間の農業所得について現状○▽○万であり、令和7年度の目標は○◇○万となっております。

12人目は●■●■氏です。●■氏につきましては、更新前は父である●▼氏と共同申請を行っていましたが、現在●■氏が主に経営を行っているため、今回は●■氏1人での申請となります。経営改善の方向の概要としましては、現在、本人と父・母の3人で肉用牛と水稲の経営を行っており、現在繁殖牛108頭の経営を115頭に増頭し、牛の増頭・更新は同様に補助事業を活用した導入、自家保留で進めていく計画になっております。また、今後は増頭に伴い雇用による労力の確保についても検討しております。年間の農業所得について現状○☆○☆万であり、令和7年度の目標は△▽△▽万となっております。

今回12月で更新予定だった方については、16名おられましたが、4名の方が高齢により、今後は規模の縮小を行う等の理由で更新を辞退されております。

今回の更新の方を含め認定農業者数は35名となります。

なお、次の更新は新規での申請がなければ、令和4年3月20日となります。

簡単ではございますけれども、農業経営改善計画認定申請書の説明は以上です。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

松本代理： 産業振興課じゃないと明確な答えは持っていないと思いますが、今回、再認定の方は12名おりますが、その中で後継者がいるのが7番の●◆●◆さんと8番の◆▼◆▼さんで、11番の▲●さんは後継者の方と共同申請となっておりますが、7番や8番の方については相当な高齢となっていて、息子さんが後継者となっているのになぜ共同申請をしないのか、また息子の名前で申請をしないのか、結構二人とも後継者が頑張っていると思うのですが、何か理由があるのでしょうか。

松山会長： その件については私が聞いております。

●◆◆●さん、◆▼▼◆さんは新規就農者の期間中ですので、それが切れてからの認定農業者となります。ですので、今回は父の名前での申請となるという話でした。

松本代理： 新規就農者とは就農してから何年間ですか。

松山会長： 3年じゃなかったでしょうか。

松本代理： 就農してから3年以上になりませんか。

松山会長： 申請をしてから3年だと思います。

北村局長： 実質は3年以上就農していたとしても、行政に新規就農すると正式に届け出たのは2～3年前ということです。

松本代理： わかりました。

松山会長： 他に何かありませんか。

松本代理： 4名が高齢のため辞退したとありましたが、認定農業者は何歳まででしょうか。

北村局長： 先月も出てきたと思いますが、今は上限は無いそうです。例えば、75歳になってその後規模拡大することも見込めない、融資を受ける予定も補助を受ける予定もない、ということであれば辞退されるということみたいです。

松本代理： わかりました。

松山会長： 他に何かありませんか。

(特になし)

無いようでしたら本件については許可することといたしますが、いかがでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。それでは許可することにいたします。

(退席委員 入室)

続きまして、日程第6 議案第33号「小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案の説明に入ります前に、初めて出てきた議事内容となりますので、関係法令の説明を入れたいと思います。

【③農地関連法制度P 1 4～1 8に基づき説明】

それでは議案第33号の説明をします。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、小値賀町長より小値賀町農業振興地域整備計画の変更について意見を求められておりますので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先ほど現場を見てきた前方後目の畑です。

農地の所在は前方郷字坂△◇△◇番 畑 △◇△◇㎡で、所有者は前方後目の●◆●◆さん、申請人は有限会社 ●★●★ 代表取締役 ▲▼▲▼さんです。変更区分としては農用地区域除外となり、変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が駐車場です。申請理由は、申請人が事業を行う現在の敷地内に、新たに自動車整備工場を新設し、既存の事務所兼居宅の建替えを行うにあたり、既存の施設だけでは、駐車場が不足するためとなっています。

内容の説明につきましては、農振地域整備計画の主管課である産業振興課農林班の担当職員の出席を要請し、説明を求めるところですが、業務の都合により出席できないようですので、代わりにご説明いたします。

まず、農業振興地域整備計画についてご説明します。当該計画書については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、小値賀町が策定した計画でございます。

その計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では約761haを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用して使用したい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外することが必要となってまいります。

本町では、町としての審査や県との協議のほか、約1か月間の縦覧公告や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、当該地域から除外することが出来るものとされております。除外後は、農業委員会において、農地以外の用途で使用するということで、改めて農地転用の許可申請について、ご審議頂くこととなります。現場でもお伝えしましたが、この期間がおそらく2～3ヶ月程度かかるということですので、2～3ヶ月後にうまくいけば転用申請があがってくることとなります。

では、今回の議案についてはどういうものにあたるかと申しますと、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2において、計画変更にあたっては、町長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されており、農業委員会としては、申し出されている農用地が、農用地区域からの除外基準を満たしているかの判断を審議し、農業委員会として、この申請された施設が農業振興地域に建設されることについて、「意見」を付することとなります。

なお、補足ですが、今回は、農業委員会へ意見を聴くことと同様に、農協および土

地改良区へも意見を聴くこととしているそうです。

除外基準は大きく分けて2つあります。1つ目は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する5つの要件をすべて満たすこと、2つ目は、関係他法令の許認可見込みがあることです。

まず、1つ目の農振法に基づく、5つの要件についてです。各要件と町の判断は次のとおりです。

農振法第13条に「農業振興地域整備計画の変更」があり、その第2項に「除外するための変更要件」が示されています。

第1号として、『当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。』とあり、農業以外の用途に供することが必要かつ適当であり、他に代わる土地がないことについてですが、隣接する土地で、駐車場として利用できる場所がこの土地しかないことから該当すると考えます。

第2号として、『当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。』とあり、用地の集団化、効率的な農作業及び農業上の土地利用に支障を及ぼさないことについてですが、現地調査で確認されていらっしゃると思いますが、申出地は、農用地区域の端であるため、除外しても農地集団性を損なうもの（区域の分断）ではありません。

第3号として、『当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。』とあり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼさないことについてですが、これは、担い手（認定農業者等）への利用集積に影響がないかということですが、申出地における利用集積の見込みはありません。

第4号として、『当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。』とあり、農用地区域内の土地の保全、利用上必要な施設の機能に支障を及ぼさないことについてですが、畑かんの受益地ではありますが、給水栓は隣の畑と共用となっており、しっかり対策してもらうことで、支障はないと思われれます。

第5号として、『当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。』とあり、土地改良事業等の完了後8年を経過していることについてですが、当該農地は、基盤整備農地ではありません。

ん。

以上、農振法上の5つの要件はすべて満たしていると町では判断しております。

続いて、2つ目の関係他法令の許認可見込みについてです。今回の案件の駐車場は、建築物にあたらなため、建築協議は不要となっております。農地法につきましては、事前協議として、農業委員会事務局に見込みがあることを確認しております。よって、関係他法令の許認可見込みも満たしていると町では判断しております。

以上が担当部局の説明となりますが、最後の農地法の許認可見込についてですが、除外後は第1種農地と判断されますが、こちらについても転用は原則不許可なのですが、農地法施行令第4条に『農地の転用の不許可の例外』要件がありまして、第1項第2号のイに「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」と示されており、施行規則の第33条で『地域の農業施設に資する施設』についての詳細があり、第1項第4号に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と示されています。この法令を適用すれば許可できるものと事務局では考えています。

(申請地周辺の地図を用いて例外要件の集落接続について説明)

産業振興課の説明および農地法の許認可見込等を総合的に判断しますと、事務局としては、当案件の農用地区域からの除外につきまして「許可やむなし」と思われます。

判断材料として申出書で計画の詳細を見ていきたいと思えます。

(申出書の添付書類を用い申請地の利用計画について説明)

利用計画図を見ていただければ概要が分かるかと思えます。「多目的作業場兼車両置場(洗車場・修理完了車両駐車場)」と書いてあり、この部分についてはコンクリート舗装なのですが、これ以外の駐車スペースは砂利舗装となっています。また、排水計画は予定地の縁を素掘りして、自然浸透式の排水槽となっています。

また、被害防除計画書を見ていただきますと、「①の(1)申請地の造成計画の内容」については、造成は現状のまま利用する、「(2)上記(1)に伴う被害防除措置」については、防護柵を設ける、「②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせない措置」については「その他」となっており、その理由として「申請地は駐車場および多目的作業場として利用するため通風、日照、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れはない。」と書いてあります。

最後に「③排水計画」ですが、「(1) 雨水排水」については溜耕・自然流下で、「(2) 汚水処理」については何も記載されていません。「(3) 生活雑排水」については、当該農地については生活雑排水は発生しないものと思われます。

以上のような申請内容となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。
現場も確認していただきましたが、事務所のまわりは農振農用地区域内となります。ですので、現状では転用もできませんし、農業を営んでおりませんので売買もできないということで、農振地域の除外申請があがってきております。
農業委員会としては、農地を守るのが仕事ですので、できるだけ農地を減らさないのが建前でしょうが、事務局から説明がありましたように、今後、県・町と協議してもらって許可があがれば、転用の判断をしなければなりません。以上を踏まえまして町より意見を求められておりますので、農業委員会としてどのような方向でいくか皆さんのお考えを聞かせていただければと思います。
申請地は私の担当地区なので、なかなか自分の意見を言うことはできませんので、皆さんから農業委員会としての意見をおっしゃって頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

北村局長： さきほど私が読み上げたのは、産業振興課の町としての判断を読み上げたもので、皆さんの立場から見るとここはおかしいというところがあれば、言っていただいでよろしいかと思えます。
具体的にはテキストの17ページの5つの要件です。
例えば5番でも、基盤整備完了後8年経過しているかの要件で、基盤整備はしていませんが、畑かんの受益地で、去年、給水栓を取り換えていると聞いています。

松本代理： 多面的の長寿命化という事業でやっていて、前方後目が新しい多面的の計画から外れるということで、前倒して前方後目地区をやりました。
産業振興課の意見としては農振除外の要件はクリアするけども、一番問題なのは、図面を見て分かるように整備工場の駐車場で油等が大きい排水路に流れてしまい、これは坂の水田に流れていきますので、問題は排水対策とまわりの農地に支障をきたさないようにフェンスを張る等、そういうふうなことが必要ですと、農業委員会の意見として言っておかないといけないと思えます。

北村局長： 意見書としてどちらにしても書くので、問題なしなら「問題無し」と一言書くだけですが、色々意見として出た分は書きます。

松本代理： 整備工場に面している以外の、3方についてはすべて農地として使っているのだから、農地として支障をきたさないような、ということを書かないといけないと思いま

す。実際、前方交番の前の土地にも駐車していませんか。

松山会長： そこも、もともとは農地でした。

北村局長： 駐車場としてはそこだけでは面積が足りないようです。

松山会長： まわりに農地があるので、迷惑がかからないようにできれば良いですが。
それと、申請地のわきに農道が通っていますが、今日現地確認の際に通った道ですが、あの道はハウスなどに行くのに利用されているので、あの道に駐車されると困るということです。

松本代理： 農道から入らないようにしてもらわないといけません。

松山会長： もしこの図面のとおり使うのであれば、西から入ることになるだろうと思います。
そうすると、農道を確保しておかないと困ります。

北村局長： できれば県道から入ってほしいということですか。

松山会長： そういうことです。

松本代理： 今のような配置だと、今言っているような方向では入れないでしょう。

北村局長： そうですね。本通りから来ても、切り返して入らないといけませんよね。
この図面では既存の工場を残すようになっているのですが、この計画図ではどこから進入するのか判断しづらいようです。
農振除外の案件は、今後2年半の任期中ではなかなか出てこないと思いますので、慎重な判断をお願いいたします。

松山会長： ほか何かありませんか。

山田委員： さきほど松本さんも言われましたように、汚濁水が4番の施設の機能に支障を及ぼさないこと、が一番ひっかかる問題で、あとは畑かん施設が対象の土地の中に通っていないかどうかになります。

松山会長： たぶん道路の下を通っているのではないかと思います。

なかなか難しい問題です。

大田委員： 農道から進入できないようにフェンスを張ってもらえば良いのでは。

松山会長：　　そうですね。もしそこに入り口ができた場合は、従業員は止めなくても、利用者が停めた時には行き来ができないようになってしまいますので。ハウスを利用している人はよく通っていますので。

本申請書は譲受人からあがってきていますが、土地の所有者からは何もあがってこないのですか。

北村局長：　　行政書士に委任状が出ています。

松山会長：　　ほか、無いでしょうか。

大変難しい案件ですが、言われるとおり今すぐにまとまる話ではないと思います。今回は意見書としてまとめることは難しいと思いますがいかがですか。

北村局長：　　回答保留ということで、今出た意見もふまえて、進入路も図面等を出してもらおうということで、仮回答という形でやっておきましょうか。

松山会長：　　それが良いのではないのでしょうか。

北村局長：　　ちなみに土地改良区からも、今朝事務局長に聞いたのですが、給水栓関係は困るということで回答すると伺っています。

松山会長：　　では、仮回答ということで事務局に一任するというので良いのでしょうか。

全員：　　はい。

松山会長：　　それでは、そのような方向でいきたいと思います。

時間もだいぶ長くなりましたので、続きまして、日程第7 議案第34号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長：　　それでは議案第34号の説明をします。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用の届出がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。先ほど現場を見てきた相津の畑です。

農地の所在は前方郷字相津△☆☆番△ 畑 △☆☆m²の内の△☆☆m²で、転用者は相津の●●●●さん□◇歳です。転用の目的は農業用機械および資材を保管するための倉庫です。農地法第4条第1項第8号により、200m²未満の農業用施設への転用については、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出だけで良いことになっています。なお、農振については農用地区域外となっています。

農地法第4条第6項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

以上で議案第34号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようであれば、許可するという事によろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

続きまして、日程第8 議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： それでは議案第35号の説明をします。農地法第3条第1項の規程に基づく所有権移転の許可申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、1番の前方郷字戸越□☆□☆番の畑□☆□☆㎡外11筆で資料のとおりとなっており、田圃4筆、畑8筆の合計面積17,141㎡です。譲渡人は相津の●●●●さん□◇歳で、譲受人は同じく相津の▲▲▲▲さん◇☆歳です。▲▲▲▲さんの譲受前の耕作面積は0㎡で、譲受面積が17,141㎡であり、譲受後の耕作面積は17,141㎡となります。譲渡・譲受の理由は、祖父から孫への生前一括贈与です。譲受人の▲▲▲▲さんは●●●●さんのお孫さんで、諫早の農業大学を卒業し、平成31年から農業後継者としてお爺さまと一緒に農業経営に取り組んでおられ、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

【②農地法P8に基づき3条所有権移転の基本要件について復習】

なお、このほかにも各制度での貸借契約が残っていますが、それにつきましても年度内に手続きが上がってくる予定です。

以上で議案第35号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようでしたら、本件は孫への生前一括贈与ということで後継者へ譲られ、何ら問題は無いと思いますので、許可することによろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することにいたします。
続きまして、日程第9 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： ▲★▲★さんが、市司の農地の受け手がいないかということで窓口相談に来られています。利用状況調査によりますと、その周囲は■◆■◆さんが耕作されているようなので、■◆さんが受けてくれると一番いいのですが。

松山会長： 中間管理にあげてもらえばよいのでは。

北村局長： 本来は農業委員が情報を集めて中間管理にあげようかという話になって、このような案件があれば一度皆さんに情報提供をして受け手を探していかないといけないです。

松本代理： 何反ぐらいあるのですか。

北村局長： 3反ぐらいです。1反3畝と2反の2枚です。

松本代理： その隣は◆■◆■さんです。6枚ほどあります。

松山会長： 牧草か何かを作っているのですか。

松本代理： ▲★さんは、畑が荒れるので牧草を作る人には貸さないと言っています。

北村局長： 相談に来られたのは■★■★さんで、自己管理できなくなったのであれば受け手を相談しようということで、■★さんが代理で相談に来られたようです。

松本推進委員： 隣で作っている人の迷惑になります。

川久保委員： 賃料をもらわないといけませんね。

松本代理： 多面的の区域外なんですけど、その農地を借りた人が排水路や道なりを草刈しないとイケないのでそこもネックになっているようです。

- 川久保委員： 部落で草刈もしているんですがね。木も伐採したし。
- 松山会長： 伊藤さんはブロッコリー用に借りませんか。
- 伊藤委員： イノシシがねえ。
- 松本代理： ◆■◆■さんか担い手公社か、◆★◆★さんの耕作地も近くにあるんでしょうが。
担い手公社が◆◆◆◆さんの牛舎を使うことになったので、担い手公社が借りるかもしれません。
- 松山会長： 窓口相談に来られているようですので、事務局で対応していただきたいと思いません。よろしくお願いします。
- 北村局長： それでは次に、次回総会の日程を先に決めて頂きたいと思いません。
- 松山会長： 12月はこれまで20日前後に総会をしていました。20日が日曜ですのでその前後ですが、21日は牛市ですので18日はいかがでしょうか。
もし何かあればまた連絡いたしますので、18日の午後1時30分からでいかがでしょうか。
- 全員： はい。
- 北村局長： 続きまして、非農地判断ということで、皆さんに大量の資料をお配りしているのですが、一番上に笛吹郷のリストをつけている字図があると思いません。二番目に浜津郷のリストと字図、三番目にそれ以外のリストがあると思いません。笛吹郷のリストを見ただくとわかるように、できる場所は事務局にて仮判定しております。
また、農振農用地でないか、農業者年金の対象農地でないか、納税猶予の対象農地でないか、中山間・多面的の対象農地でないか、以上をチェックして白黒反転表示させて非農地判断の対象から除外しています。
そして航空写真を表示した字図を配布したのですが、例えば15番の農地はこの写真ではまだきれいな状態です。この航空写真は結構年数がたっていて古いので、字図では非農地かどうか判断できませんでした。それが「仮判定」欄に色がついている筆となりますが、これをGoogleマップで確認すると現状に近いような状況でしたので、それを見ながらつぶしていています。
また仮判定欄を黒く塗りつぶしている筆が地図では確認できなかったところですが、笛吹郷で5筆あります。
そして、三番目の資料のリストの最後のページに大字ごとの字数・筆数・面積をのせています。笛吹郷は26字86筆、浜津郷は17字ですが73筆あります。

前回総会時は大字を二か所ずつやっではどうかと私から提案していましたが、この筆数を見ますと、このように事前にチェックして、大字ごとにひと月ひと月まわってやらないと半日では時間が足らず、チェックしきれないと思います。

笛吹地区は松本代理、川久保委員、松本推進委員が担当ですので、もし私が判定している中に、皆さんが現場確認していて判定が難しかったというところがあれば、来週にでも連絡いただいて、来月は笛吹郷の現地確認として浜津郷は再来月ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松本代理： 仮判定で事務局が山林や原野と書いているところを確認するという意味ですか。

松山会長： これはみなさんの現地調査でB判定（赤）となった筆を拾い出しています。目揃えがちゃんと出来ていればいいですが、不揃いとなっているかも知れないので、事務局に確認するように言っています。それで事務局が仮判定ということで出していますが、自分たちの見た目と事務局の見た目が違うような筆があれば事務局に届けてください。

松本代理： 笛吹地区の3人の委員で事務局が出している仮判定が、これで良いかどうかを確認するということですか。

松山会長： 3人で一緒に確認するというのではなく、自分が判断したところは自分で確認してくださいということです。

北村局長： 利用状況調査時の判断と、仮判定に相違が無ければ結構です。

松山会長： 皆さんから何かないでしょうか。無いようでしたらこれで終わりたいと思います。次回は12月18日に行います。

議 長 会 長 _____ 印

会議録署名人 10番委員 _____ 印

会議録署名人 11番委員 _____ 印